

■ その他の留意事項

▶ 保健福祉事業との関係

介護保険法第175条に規定する**保健福祉事業**により、市町村が被保険者が利用する介護給付等のサービス等のための費用に係る資金の貸付けを行う場合など、他の貸付が可能な場合には、**保健福祉事業等が生活福祉資金に優先して適用されることとなるので、留意されたい。**

▶ 1割負担の減免との関係

介護保険法第50条、第60条の規定により、**1割負担の減免がなされる場合には、減免をしたうえで必要な資金の貸付を行うこととなるので留意されたい。**

ただし、**減免の措置が、現金給付（償還払い）となる場合に、一時的に立て替える経費として貸付を行うことは差し支えない。**

▶ 保険料の猶予、減免との関係

介護保険法第142条の規定により、**保険料の徴収の猶予や減免がなされる場合には、猶予や減免をしたうえで必要な資金の貸付を行うこととなるので留意されたい。**

ただし、**猶予や減免の措置が、現金給付（償還払い）となる場合に、一時的に立て替える経費として貸付を行うことは差し支えない。**

(参考)

■ 生活福祉資金制度の概要

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）世帯又は高齢者世帯に対し、生業を行うときの開業資金、世帯主又は家族が入院した場合等の療養資金及び住宅改修費等を貸し付けるとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とした制度である。

（平成2年8月14日厚生省社第398号 厚生事務次官通知を根拠とする）

〈実施主体〉

都道府県社会福祉協議会

ただし、貸付け及び償還等の窓口業務は、民生委員の協力を得て市区町村社会福祉協議会が行っている。

〈貸付対象〉

低所得世帯	必要な援助指導を受けることにより独立自活できると認められ、かつ、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯 （市町民税非課税程度）	
障害者世帯	身体障害者世帯	身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
	知的障害者世帯	療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
	精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
高齢者世帯	日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯 （4人世帯で概ね年収600万円程度）	

※ 所得基準については、地域の消費水準の実態に即した弾力的な運用を図ることとしている。

〈資金の種類と対象者〉

更生資金(生業費、支度費、技能修得費)	低所得世帯
障害者更生資金(生業費、支度費、技能修得費)	障害者世帯
生活資金	低所得世帯、障害者世帯
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
住宅資金	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
修学資金(修学費、就学支度費)	低所得世帯
療養資金	低所得世帯、高齢者世帯
災害援護資金	低所得世帯

〈貸付限度額〉
〈償還期限〉
〈据置期間〉

資金の種類により、貸付限度額、償還期限、据置期間を設定
(別紙)

〈貸付利率〉

年3% (据置期間経過後で据置期間中は無利子。)

ただし、修学資金、療養資金については、据置期間経過後も無利子

〈償還方法〉

年賦償還、半年賦償還又は月賦償還。原則、元金均等償還。

〈延滞利子〉

延滞元金につき年10.75% (償還期限の翌日から支払い日までの日数計算)

〈連帯保証人〉

原則、1名の連帯保証人が必要

(原則、借受人と同一市町村に居住し、かつ、その世帯の生活の安定に熱意を有する者)

〈償還金の支払免除〉

借受人の死亡その他やむを得ない事情があると認められるときは、貸付金の償還未済額の全部又は一部を免除することができる。

〈他制度による貸付との関係〉

本制度は、他の貸付制度があればそれを優先して活用し、他の制度の利用が困難な場合に貸付を行う制度であることから、母子福祉資金、その他の公的資金の貸付を受けている者は原則として貸付の対象としない。

ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、この限りでない。

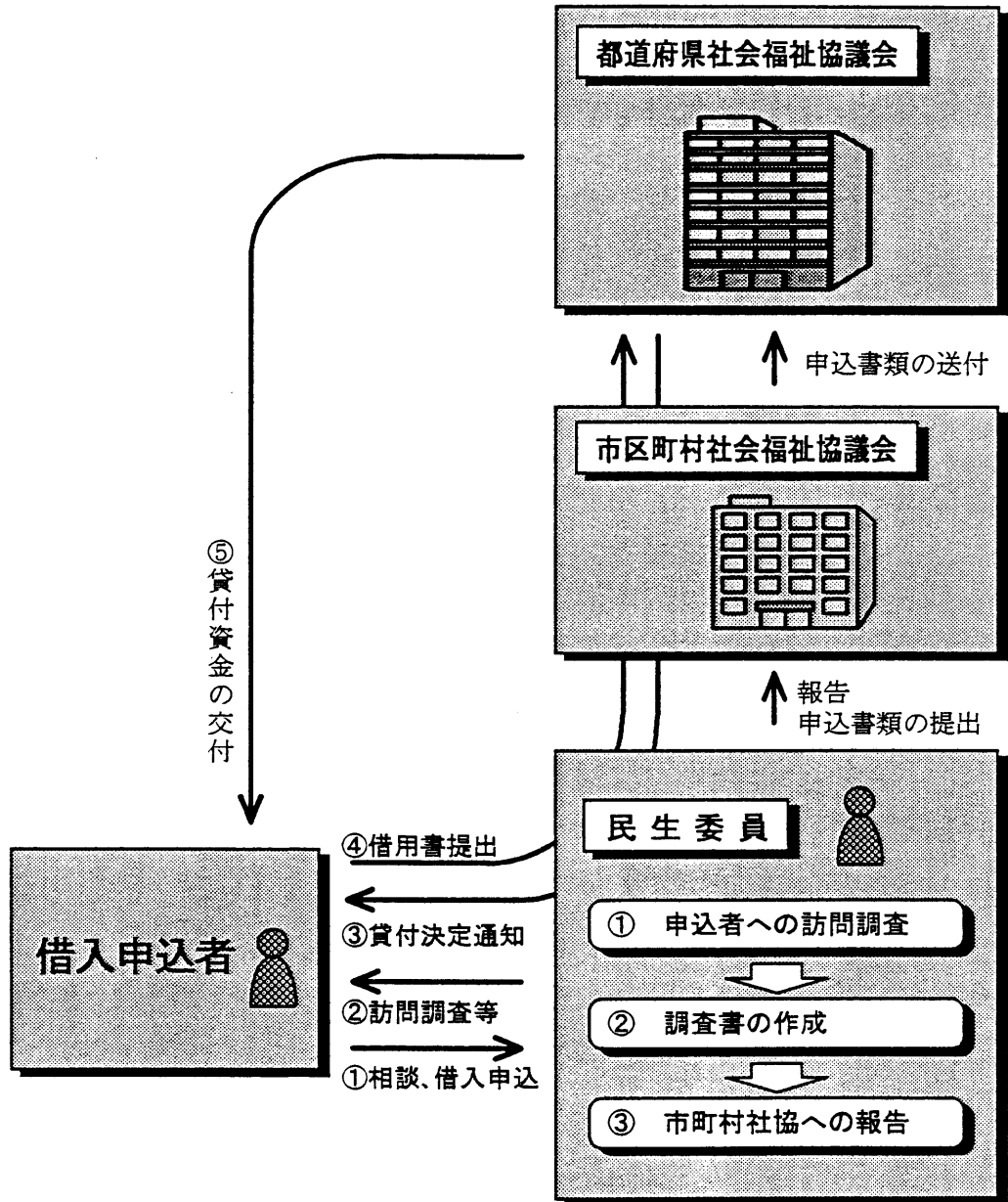
生活福祉資金貸付条件等一覧 (平成11年度)

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期間	備考	
更生資金	生業費	生業を営むのに必要な経費	1,410,000円以内	1年以内	7年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：2,820千円以内
	支度費	就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費	100,000円以内	6月以内	6年以内	
	技能習得費	生業を営み又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費	月 50,000円以内			特に必要と認められる場合 貸付限度：440千円以内(一括貸付) 貸付期間：6月(法令等に期間の定めのある場合、その期間原則3年)
障害者更生資金	生業費	障害者が生業を営むのに必要な経費	1,410,000円以内	1年以内	9年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：4,600千円以内 据置期間：1年6月以内
	支度費	障害者が就職又は技能を習得するために必要な支度するために必要な支度をする経費	100,000円以内	6月以内	8年以内	
	技能習得費	障害者が生業を営み又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費	月 50,000円以内	1年以内		特に必要と認められる場合 貸付限度：620千円以内(一括貸付) 貸付期間：6月(法令等に期間の定めのある場合、その期間原則3年)
生活資金	低所得世帯及び障害者世帯に対し、生業を営み若しくは就職するために必要な知識、技能を習得している期間中又は負傷若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するのに必要な経費	月 68,000円以内	6月以内	5年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：月 103千円以内 貸付期間：6月(技能習得期間等と等しい期間の定めのある場合、その期間原則3年) 貸付期間：1年(自立のために必要と認められる場合：1年6月)	
福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 住居の移転等に際し必要な経費 障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に必要な経費 身体障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 	300,000円以内	6月以内	3年以内	貸付限度の区分 転宅費：260千円以内 障害者等福祉資金：750千円 (償還期間：6年以内) 障害者自動車購入資金：2,050千円以内(償還期間：6年以内) 中国残留邦人等国民年金追納資金：3,420千円以内 (償還期間：10年以内)	
住宅資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅を増築、改築、拡張、又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等に必要な経費	1,500,000円以内	6月以内	6年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：2,450千円以内 (償還期間：7年以内)	
修学資金	修学費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む。)又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校29,000円以内 高専31,000円以内 短大49,000円以内 大学50,000円以内 (月額)	卒業後 6月以内	20年以内	貸付限度の区分 数(員数) 高校 (自宅 29 (17)千円以内 (自宅外 34 (22)千円以内) 高専 (自宅 31 (20)千円以内 (自宅外 34 (21.5)千円以内) 短大 (自宅 49 (41)千円以内 (自宅外 56 (47)千円以内) 大学 (自宅 50 (41)千円以内 (自宅外 60 (47)千円以内)
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む。)又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	100,000円以内			貸付限度の区分 高校 (自宅 75千円以内 (自宅外 85千円以内) 短大 (自宅 90千円以内 (自宅外 100千円以内) 大学 (自宅外 100千円以内) 特に必要と認められる場合 私立高校・高専 155千円以内 国公立大学・短大 280千円以内 私立大学・短大 290千円以内
療養資金	低所得世帯又は高齢者世帯に対し、当該世帯に属する者及び当該高齢者世帯に属する高齢者の負傷又は疾病の療養(当該療養を必要とする期間が、原則として1年以内の場合とする。)に必要な経費	270,000円以内	6月以内	5年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：430千円以内 貸付期間：1年(特に必要と認められる場合は、1年6月以内)	
災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費	1,500,000円以内	1年以内	7年以内		

- (注) 1 高等学校には、専修学校高等課程を、短期大学には、専修学校専門課程を含む。
 2 貸付利子は据置期間経過後、年3%。ただし、修学資金、療養資金及び療養資金の貸付けを受けて負傷若しくは疾病の療養期間中の生活維持に必要な生活資金については無利子。
 3 更生資金(生業費)及び福祉資金については、本表によりがたい特別の事情がある場合には、別に定めるところにより貸付けする。
 4 修学資金の修学費については、私立の1年の自宅の金額を掲載している。

療養資金の限度額を増額(498千円)し、介護保険の自己負担等に対処

■ 生活福祉資金の手続きの流れ



※ 生活福祉資金の申込みは、担当の民生委員に対し行うことになる。